

第 1 章 税にかかる主な制度改正

第 1 章

令和 5 年度から適用される制度改正

(1) 住宅ローン控除の延長等

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)について、適用期限が 4 年延長され、令和 4 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの入居者を対象とすることとなります。

当該期間の入居者に対する控除額及び控除期間は次のとおりです。

- ▶控除額：所得税から控除しきれない控除額がある場合には、所得税の課税総所得金額等の 5% を乗じて得た額（上限額 97,500 円）を所得割額から控除します。

(注) 令和 4 年中の入居者で特例の延長等に該当する場合は、控除限度額が課税総所得金額等の 7% を乗じて得た額（上限額 136,500 円）となります。

- ▶控除期間：新築等の「認定住宅等」については、令和 4～7 年入居につき 13 年
新築等の「その他住宅」については、令和 4・5 年入居は 13 年
令和 6・7 年入居は 10 年
既存住宅については、令和 4～7 年入居につき 10 年となります。

詳しくは、国土交通省ホームページ「住宅ローン減税」をご確認ください。

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の延長等

スイッチ OTC 医薬品（要指導医薬品および一般医薬品のうち、医療用から転用された医薬品）を購入した場合において適用される医療費控除の特例の適用期限が 5 年延長し、令和 8 年 12 月 31 日までとなります。

また、控除対象となる医薬品の範囲の見直しが行われました。詳細は厚生労働省ホームページ「セルフメディケーション税制（特定の医薬品購入額の所得控除制度）について」をご確認ください。

(3) 民法改正に伴う未成年者の非課税措置の改正

現行制度において、未成年者は、前年中の合計所得金額が 135 万円以下の場合には非課税となりますが、民法の改正により成年年齢が 20 歳以上から 18 歳以上に引き下げられたことに伴い、この非課税の対象となる未成年者の年齢も同様に 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げます。



Memo

.....
.....

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....